郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律要綱

第１　郵便法の一部改正

１　定形郵便物の料金の上限の額に係る規制の見直し

（１）定形郵便物の料金の上限の額について、総務省令で定める制度を、日本郵便株式会社がそれを定め、総務大臣の認可を受ける制度に改める。（第六十七条第二項及び第三項関係）

（２）総務大臣は、（１）の認可の申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、認可をしてはならないこととする。（第六十七条第四項関係）

（３）総務大臣は、（１）の認可を受けた定形郵便物の料金の上限の額について、変更すべきことを命ずることができることとする。（第七十一条関係）

（４）総務大臣は、（１）の認可をしようとするときは、審議会等に諮問しなければならないこととする。（第七十三条関係）

２　郵便に関する料金に求められる一般的要件の緩和

郵便に関する料金に求められる一般的要件について、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む料金の水準を上回らないものであって、日本郵便株式会社の経営の状況に照らして適切なものであることとする。（第三条関係）

３　その他

その他所要の改正を行う。

第２　民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正

１　定形信書便物の料金の上限の額に係る規制の見直し

定形信書便物の料金の上限の額に係る規制について、第１の１と同様の見直しを行う。（第十六条第二項～第四項、第二十七条及び第三十八条関係）

２　その他

その他所要の改正を行う。

第３　附則

１　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

２　所要の経過措置等を定める。